

共生モデル地区（四万十町大正中津川地区）との協定締結について

資料4

共生モデル地区（四万十川条例第11条第5項）

河川が優れた水質を維持しているとともに、野生動植物の多様性が確保され、かつ、特に良好な景観が維持され、人と自然とが共生している地区

四万十市黒尊川流域、四万十町大正中津川地区の2地区を指定

協定の名称：「大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定」

協定期間：第1期 平成25年8月23日～平成30年8月22日（5年間）

第2期 平成31年2月1日～平成36年1月31日（5年間）

協定内容（概要）：①地域資源を活用した地域振興

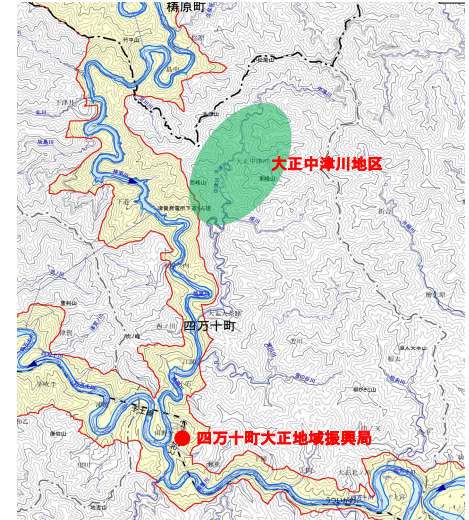
②交流・定住の促進

協定内容の変更なし③家族のような福祉コミュニティづくり

④地区内の環境・景観保全

⑤次世代につながる伝統文化の継承

地域住民と行政が課題を共有しながら、協働で取り組む



現 況

大正中津川集落は、四万十川一次支流袴原川の二次支川となる中津川流域にある。

集落は、四万十川中流域の山間部に位置し、美しい風景林と里地・里山の景観を維持しており、豊富な森林資源による用材林の搬出を礎とし発展してきた歴史・文化がある。また、集落は平成21年2月に文化庁の重要文化的景観に選定された。

大正中津川地区と、四万十町及び高知県とは、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に定める**共生モデル地区の保全に関する協定を平成25年8月23日に締結（平成31年2月1日第2期協定締結）**し、環境との共生をテーマとした地域づくりを進めている。

その取り組みの延長として5年、10年、15年後も集落が維持していけるような拠点づくりと仕組みづくりを行うため、集落活動センター「こだま」を平成28年2月14日に開所し、共生モデル地区の活動と併せて取り組んでいる。

